

令和8年

旭川市交通安全関連行事スケジュール

1 旭川市交通安全市民総ぐるみ運動

(1) 運動の目的

市民一人ひとりが、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーを実践するよう、交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止する。

(2) 年間スローガン

ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な旭川～

(3) 年間スケジュール



運動名	春の交通安全 市民総ぐるみ運動	夏の交通安全 市民総ぐるみ運動	秋の交通安全 市民総ぐるみ運動	冬の交通安全 市民総ぐるみ運動
実施期間	4月6日(月)～ 4月15日(水)	7月13日(月)～ 7月22日(水)	9月21日(月)～ 9月30日(水)	11月13日(金)～ 11月22日(日)
セーフティコール (全道統一行動日)	4月6日(月)	7月13日(月)	9月18日(金)	11月13日(金)
運動の視点	○新入学(新学期)を迎えるこどもや活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	○観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	○夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	○凍結路面でのスリップ事故防止や飲酒運転の根絶を図るための活動等を推進する。
パトライト作戦	4月6日(月) 17:30～18:30	7月13日(月) 18:00～19:00	9月24日(木) 17:30～18:30	11月13日(金) 17:00～18:00
	4月15日(水) 17:30～18:30	7月22日(水) 18:00～19:00	9月30日(水) 17:30～18:30	11月20日(金) 17:00～18:00

2 旭川市主催・共催交通安全関係行事予定

○飲酒運転根絶の日上川地区決起大会・旭川市交通安全市民大会 7月10日(金)

3 主な交通安全関係行動日

○飲酒運転根絶の日 7月13日(月)

○交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)、9月30日(水)

○無事故の日 6月25日(木)

○バイクの日 8月19日(水)

○道民交通安全の日 毎月15日

○自転車安全日 毎月第1及び第3金曜日

4 旭川市行事予定(交通安全指導員の参加・協力要請が見込まれる行事)

○旭川夏まつり市民舞踊パレード 7月31日(金)(予定)

※その他、関係機関・団体が主催する行事への参加協力を依頼される場合があります。

運転中に携帯電話やカーナビを使い「ながら」の運転は道路交通法違反です！



スマホを見ながら運転する姿、 子供はしっかり見えています！！

運転中のスマホ操作や通話は、道路交通法違反です。
「ちょっとだけ」「少しの間だけ・・・」その油断が、あなたのお子さん、そして誰かの大切な命を奪う事故になるかもしれません。
どうしてもスマホを使う必要があるときには、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。



しっかり守ろう！自転車安全利用五則

自転車は道路交通法上の「軽車両」で車のなかまです。車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

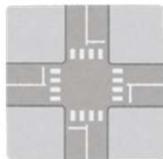
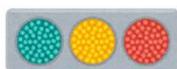
※ 次の場合は、例外的に歩道を通行できます。



普通自転車歩道
通行可の標識

- 「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合
- 13歳未満の子供・70歳以上の高齢者・体の不自由な人が運転している場合
- 車道通行が危険な場合

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯

④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



令和8年4月1日スタート！

自転車交通違反「青切符」による 取り締まり開始！反則金が決定！



道路交通法が改定され、自転車の交通違反に対して「青切符」による取り締まりが始まります。

※対象は16歳以上

主な反則金は次のとおりです。

● 携帯電話の使用等（保持）	12,000円
● 放置駐車	9,000円
● 遮断機が下りた踏切への立ち入り	7,000円
● 信号無視・歩道通行・車道の右側通行（逆走）	6,000円
● 一時不停止・傘さし・無灯火・ブレーキが効かない	5,000円
● イヤホン（安全運転に必要な音が聞こえない場合）	5,000円
● 並進・二人乗り など	3,000円

※歩道通行による「青切符」の取締りについては、スピードを出して歩道を通行し、歩行者を驚かせて立ち止まらせた場合や警察官の警告に従わずに違反行為を続けた場合など「悪質・危険な行為」を対象としています。

また、ヘルメット着用は努力義務であり、青切符の対象ではありませんが、命を守るために非常に重要な安全対策です。



交通安全アルバム

市内各地域での交通安全の取り組みの一部を御紹介します。



『早め点灯街頭啓発』朝日地区市民委員会・朝日地区交通安全協会(10/17)



『反射材直接貼付け活動』神楽岡地区市民委員会 神楽岡地区センター(11/3)



『反射材直接貼付け活動』東旭川中央地区市民委員会 東部老人福祉センター(11/14)



『冬の交通安全運動に伴う交通事故防止街頭啓発』イオンモール旭川駅前店(11/15)

交通安全教室を開催しませんか？

『交通安全』をテーマに、一般成人、PTAの会合、町内会、老人クラブ、いこいの家、百寿大学や企業等の各種団体を対象に、講習会の講師を派遣しています。数名から対応していますので各団体等の御都合に合わせて計画を立てていただき、御電話にてお申し込みください。

※ 希望にあわせて講話内容及び時間等を調整します。

【申込み先】

旭川市交通安全運動推進委員会
(旭川市防災安全部交通防犯課内)
電話：25-6215
受付時間：平日8:45~15:30

交通安全教室講習内容(例)

- ★自転車の交通安全
「自転車の安全な乗り方・上手な走り方」
- ★高齢者の交通安全
「心身の変化を意識して安全安心に暮らすために」
- ★一般成人・企業等の交通安全
「北海道を安全に走るために」

